

札幌市証明等手数料条例及び札幌市消防手数料条例の一部を改正  
する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例及び札幌市消防手数料条例の一部を改正  
する条例

(札幌市証明等手数料条例の一部改正)

第1条 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表35の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210  
円」に、「4円を」を「3円を」に、「90円」を「80円」に改め、同表  
36の項中「19,000円」を「17,000円」に改め、同表37の項  
中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表37の2の項中

「(3) 土壤汚染対策法の規定に基づく 汚染土壌処理業の許可の変更の申 請	1件	223,000円	を
「(3) 土壤汚染対策法の規定に基づく 汚染土壌処理業の許可の変更の申 請	1件	223,000円	
(4) 土壤汚染対策法の規定に基づく 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の 承認の申請	1件	120,000円	
(5) 土壤汚染対策法の規定に基づく 汚染土壌処理業者である法人の合 併又は分割の承認の申請	1件	120,000円	に改める。

(6) 土壌汚染対策法の規定に基づく 汚染土壌処理業の相続の承認の申請	1 件	120,000円
--	-----	----------

(札幌市消防手数料条例の一部改正)

第 2 条 札幌市消防手数料条例（昭和 26 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中

を

に改め、

530,000円	570,000円
830,000円	880,000円
1,010,000円	1,070,000円
1,120,000円	1,200,000円
1,420,000円	1,520,000円
1,660,000円	1,780,000円
3,880,000円	4,070,000円
5,100,000円	5,340,000円
6,290,000円	6,490,000円
1,130,000円	1,180,000円
1,340,000円	1,410,000円
1,500,000円	1,580,000円
1,830,000円	1,940,000円
2,140,000円	2,260,000円
4,350,000円	4,550,000円
5,570,000円	5,820,000円
6,770,000円	7,070,000円
5,750,000円	5,930,000円
7,250,000円	7,470,000円
10,700,000円	10,900,000円

410,000円	420,000円
540,000円	560,000円

同表 1 5 の項中

700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円
490,000円
630,000円
990,000円
1,310,000円
1,720,000円
3,320,000円
4,060,000円
4,650,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

を

730,000円
960,000円
1,090,000円
1,660,000円
1,900,000円
2,120,000円
530,000円
680,000円
1,030,000円
1,410,000円
1,780,000円
3,430,000円
4,190,000円
4,800,000円
9,320,000円
12,600,000円
17,300,000円

に改め、

同表 1 7 の項中

310,000円
430,000円
720,000円
960,000円
1,210,000円
2,950,000円
3,620,000円
4,170,000円
2,660,000円
3,190,000円
4,790,000円

を

320,000円
460,000円
750,000円
1,020,000円
1,300,000円
3,150,000円
3,870,000円
4,460,000円
2,690,000円
3,230,000円
4,830,000円

に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市証明等手数料条例別表35の項から37の2の項までの規定並びに第2条の規定による改正後の札幌市消防手数料条例別表3の項、15の項及び17の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## (理 由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス保安法の規定に基づく容器検査等の事務に係る手数料を適正な額に改定するとともに、土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認等の事務に係る手数料を定めるため、本案を提出する。